

# 満期のしおり

いつもお引立てをいただきありがとうございます。

このたびお客さまのご契約が満期を迎えられることとなりました。

長い間契約をご継続いただき厚く御礼申し上げますとともに、満期を迎えられることを心からお喜び申し上げます。

つきましては、満期請求手続きのご案内を同封いたしますので、受取人さまのご希望にあったお受取りプランをお選びください。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願いいたします。

## ご請求の流れ



※この「満期のしおり」にはお受取りプランのご説明や、税務に関するご説明を記載しています。請求書の記入方法や必要書類のご案内につきましては、満期のお知らせをご覧ください。

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。



スミセイコールセンター  
☎ 0120-307506

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時  
土曜日 午前9時～午後5時  
(日・祝日・12/31～1/3を除く)



## 新契約保険料振替制度のご案内

- 満期保険金を新しい契約の初回保険料としてご活用いただける制度です。新しい契約の頭金や、一時払い保険料としてご活用ください。
- 新しい契約をご検討されているお客さまは、当社担当者またはスミセイコールセンターまでお問い合わせください。

### 保険金据置に関する約定

#### (据え置いた保険金等の支払い)

第1条 据え置いた保険金等は、次のいずれかの理由により支払います。

1. 据置期間が満了したとき
2. 据置期間中に、支払いの請求があったとき
3. 第9条(重大事由による解除)により、この契約を解除したとき

#### (利息の計算)

第2条 1. 据え置いた保険金等に対する利息は、会社の定める利率で計算し、据置開始日の年単位の応当日のつど、据え置いた保険金等に繰り入れます。

2. 前項の利率は金融情勢の変化により事前に通知なく変更することがあります。
3. 据置開始日は、保険金等を会社が支払う日とします。
4. 会社の定める利率による利息を付ける期間は、据置期間の満了日までとします。ただし、据置期間中に支払いの請求があったときは、支払日の前日までとします。(この場合、1年未満の期間については、日割りで利息を計算します。)

#### (請求手続き)

第3条 この約定にもとづく次の取扱いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類を会社に提出して請求してください。

1. 据え置いた保険金等の支払い
2. 契約内容の変更等

#### (支払時期・場所)

第4条 据え置いた保険金等は、利息とともに、請求日(必要事項が完備している前条の書類が会社に着いた日)の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定する支社で支払います。

#### (譲渡・質入の禁止)

第5条 据え置いた保険金等は、会社の承諾なしに譲渡または、担保に供することはできません。

#### (受取人が死亡したとき)

第6条 据置期間中に受取人が死亡した場合、据え置いた保険金等は、受取人死亡時の相続人に支払います。この場合、相続人のうち代表者を1人定めることとし、その代表者は、他の相続人を代理するものとします。

#### (受取人の住所等の変更)

第7条 1. 受取人が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社に通知してください。  
2. 前項の通知がなく、受取人の住所または通信先を確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、受取人に着いたものとします。

#### (据置き更新)

第8条 据置期間満了後の更新の取扱いはいたしません。

#### (重大事由による解除)

第9条 受取人が、次のいずれかに該当するときは、会社はこの契約を将来に向かって解除することができます。

1. 反社会的勢力※に該当すると認められること
2. 反社会的勢力※に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
3. 反社会的勢力※を不当に利用していると認められること
4. 受取人が法人の場合、反社会的勢力※がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
5. その他反社会的勢力※と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

※暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

以上



# お受取りプランのご案内 ※1

## お受取りプラン

### 1 全額据置

- 満期保険金等の全額をお預かり(据え置き)して、当社所定の利率※2で積み立てる方法です。いつでも自由にお引出しできます。
- 30万円以上からお取り扱いします。据置期間は、満期となった契約の保険期間が10年以上の場合は10年、10年未満の場合は5年となります。

### 2 一部据置・残りを受取り

- 満期保険金等の一部をお預かり(据え置き)して、当社所定の利率※2で積み立てる方法です。
- 据え置きする金額を30万円以上万円単位で指定できます。据置期間は、満期となった契約の保険期間が10年以上の場合は10年、10年未満の場合は5年となります。
- 残金をご指定の口座に振り込みます。※3

### 3 全額受取

- 満期保険金等を全額ご指定の口座へ振り込む方法でお受取りいただけます。※3

## お手続き方法について

同封の「満期請求書」のお受取りプランにご記入ください。

「① 全額据置」に  
 印をつけてください  
 (金額の指定は不要です)。

「② 一部据置」に  
 印をつけて、  
 ご希望の据え置き金額  
 ならびに、  
 受取方法欄にご指定の  
 口座をご記入ください。

「③ 全額一時金」に  
 印をつけて、  
 受取方法欄にご指定の  
 口座をご記入ください。

※1 当社からのお支払いは満期日以降となります。なお、満期日が当社休業日(土日・祝日・12/31~1/3)の場合は、その翌営業日以降となります。  
 ※2 所定の利率は金利水準等の状況変化などにより変動します。最新の据置利率は当社ホームページでご確認ください。満期保険金等を据え置いていただいた後に、毎年1回送付する「据置残高のお知らせ」にも最新の据置利率を掲載いたします。  
 ※3 金融機関によってはお支払日の午前中にお引出しできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

# 税金について

## 受取人が個人の場合

- ご契約者と受取人の関係により、課税の種類は以下のとおりとなります。なお、受取人の変更を希望される際は、スミセイコールセンターまでご連絡ください。(満期日を過ぎると受取人の変更はできませんので、満期日までに余裕を持ってお手続きください。)

契約者と受取人の関係	課税の種類
契約者と受取人が <u>同一の場合</u>	<b>1</b> 所得税(一時所得)
契約者と受取人が <u>別人の場合</u>	<b>2</b> 贈与税

※所得の発生年度は満期日の属する年となります。  
 ※契約者死亡による保険料払込免除契約の満期時養育資金をお受取りの場合は、雑所得として所得税の課税対象となります。

- 満期保険金の全額または一部を据え置いた場合も、満期保険金の全額を受け取った場合と同様に課税対象となります。また、保険金据置開始後は、毎年の利息部分が雑所得の課税対象となります。

### 1 所得税(一時所得)

- 契約者 = 受取人の場合、課税の対象額は以下の算式により計算されます。課税対象額がある場合は「確定申告」が必要となります。

$$(収入金額 - 必要経費 - 特別控除50万円) \times 1/2 = \text{課税対象額}$$

収入金額	満期保険金、配当金等当社からお支払いする金額です(その年の1月1日から12月31日までの間に「他の一時所得」がある場合は合算します)。
必要経費	正味払込保険料(払込保険料の総額から、満期日までに受け取られた配当金(新教育保険、生存給付金付定期保険の場合は配当金、育英資金、生存給付金)の総額を差し引いた金額です。)
特別控除	各々の契約単位ではなく、その年の1月1日から12月31日までの間の一時所得(収入金額 - 必要経費)の合計額に対して、50万円が控除されます。

※収入金額、必要経費の具体的な金額につきましては、保険金のお支払い後、当社から受取人にご送付する『お手続き完了(お支払明細書)のお知らせ』等に記載していますので、確定申告の際にご使用ください。  
 ※税金の申告は、所得のあった年(1月1日~12月31日)の翌年2月16日~3月15日までとなっています。申告の方法や税金については、所轄の税務署などにお問い合わせください。

### 2 贈与税

- 契約者 ≠ 受取人の場合、課税の対象額は以下の算式により計算されます。課税対象額がある場合は「確定申告」が必要となります。

$$(収入金額 - 基礎控除110万円) = \text{課税対象額}$$

収入金額	満期保険金、配当金等当社からお支払いする金額です(その年の1月1日から12月31日までの間に「他の贈与を受けた財産」がある場合は収入金額に合算します)。
基礎控除	各々の契約単位ではなく、その年の1月1日から12月31日までの間の贈与の総額に対して、110万円が控除されます。

※税金の申告は、所得のあった年(1月1日~12月31日)の翌年2月1日~3月15日までとなっています。申告の方法や税金については、所轄の税務署などにお問い合わせください。

## 受取人が法人の場合

- 法人税法上の益金算入額に対し法人税が課されます。満期保険金を受け取った場合、資産に計上している保険料積立金額を取り崩し、受け取った満期保険金との差額は雑収入(雑支出)として益金(損金)に算入してください。

$$\text{益金算入額} = \text{満期保険金受取額} - \text{既払込保険料中法人の資産計上額}$$

記載の税務のお取扱いは、平成29年4月現在のものです。今後の税制の変更に伴い、記載内容が変わることがあります。個別の税務の取扱いについては税理士や所轄の税務署にご確認ください。